

第90期

定時株主総会  
招集ご通知

Micro&Fine Technology

# 目次

---

## 招集ご通知

定時株主総会招集ご通知	2
インターネットによる議決権行使のご案内	4

## 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	6
2. 会社の株式に関する事項	13
3. 会社の新株予約権等に関する事項	13
4. 会社役員に関する事項	14
5. 会計監査人の状況	18
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要	18

## 連結計算書類・会計監査報告

連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26
連結注記表	27
連結計算書類に係る会計監査報告	33

## 計算書類・会計監査報告

貸借対照表	36
損益計算書	37
株主資本等変動計算書	38
個別注記表	39
計算書類に係る会計監査報告	43

## 監査役会の監査報告

監査役会の監査報告	46
-----------	----

## 株主総会参考書類

株主総会参考書類	48
----------	----

(証券コード5659)

2020年6月8日

株主各位

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

日本精線株式会社

代表取締役社長 新貝 元

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社 第90期（2020年3月期）定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。  
[郵送による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしていただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の期限までに賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記4頁～5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番45号  
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ  
※昨年と同じホテルですが、7階の会場に変更しました。  
お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役1名選任の件
	第3号議案	監査役1名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件
	第5号議案	役員賞与支給の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

- (1) 書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、各議案について会社提案については賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面の郵送による方法とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.n-seisen.co.jp/>) に掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルスによる感染症拡大防止への対応等について

株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は株主総会へのご来場については状況を慎重にご判断いただき、可能な限り書面や電磁的方法による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

ご来場される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮をお願いいたします。また、会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.n-seisen.co.jp/>

※本年より株主総会ご出席株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「スマート行使」による方法

- 1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- 2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

### 2. ID・パスワード入力による方法

- 1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- 4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### 3. ご注意

- 1) 行使期限は2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- 2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 3) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2. に記載の方法で行使内容を入力することによってご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524（平日9:00~21:00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以 上

## 添付書類

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の経営環境は、米中貿易摩擦による中国・欧州経済の減速や中東の地政学的リスクのほか、国内での台風被害や消費税増税が響き、先行き不透明感が強い状況となりました。当社グループの主力製品であるステンレス鋼線を巡る環境につきましては、顧客の需要減や在庫調整により販売数量は前年度から減少傾向にあり、さらに下期に入って自動車関連の需要が減速しました。中国や韓国のステンレス鋼線メーカーとの競争も激化し、業界全体の出荷数量は前期比減となりました。また、LMEニッケル価格が、インドネシアの禁輸措置などによりポンド当たり8ドル超に価格高騰する局面もありましたが、期末にかけては世界経済の不透明感の拡がりとともに、当期末は5ドル台前半まで値を下げました。金属繊維（ナスロン）についても、化合繊維向けなどの一般汎用製品については競争が激しくなっております。一方、半導体関連業界向け超精密ガスフィルター製品については、前年度からの在庫調整の影響が上半期は残りましたが、年度後半からは第5世代移動通信システム（5G）向けなどの半導体生産が回復基調に転じました。

このような状況の中、当社グループでは、連結経常利益55億円、連結売上高経常利益率（ROS）10%以上、連結総資産経常利益率（ROA）10%以上などを経営目標とする「第14次中期計画（NSR20）」（最終年度2021年3月期）の達成に向け、収益の一段の向上に鋭意取り組んでまいりました。

売上高につきましては、ステンレス鋼線部門は、自動車生産・販売の減少、建築需要の低迷などにより、月平均の販売数量が3,256トンと大幅に減少（前期比200トン/月減）しました。金属繊維部門では、超精密ガスフィルター（ナスクリーン）が、年後半より在庫調整から急反転して売上を伸ばしましたが、上半期の減収を補うには至りませんでした。その結果、当期の売上高は、349億10百万円（前期比9.9%減）と前期比減収を余儀なくされました。

損益につきましては、コスト削減活動の徹底と高機能・独自製品の売上強化により採算改善などに努めましたが、営業利益19億26百万円（同45.8%減）、経常利益19億

99百万円（同45.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億95百万円（同47.1%減）となりました。

なお、当期（2020年3月期）におきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大が当社の業績に与える影響は、いまだ軽微に留まっています。

次に、部門別の概要についてご報告申し上げます。

#### **[ステンレス鋼線部門]**

前年度に高水準の受注・出荷の実績を上げた極細線の売上高が、反動の在庫調整を強いられました。また、建築用途・自動車用途の鉚螺用材が大幅減少し、ばね用材も流通での在庫調整の影響を受けました。需給面に加えて、安価な中国・韓国材の攻勢が加わり、ステンレス鋼線の売上高は前期比減収となりました。

海外現地法人であるTHAI SEISEN CO., LTD. 及び大同不銹鋼（大連）有限公司についても、ステンレス鋼線の販売数量の減少を強いられ、前期比減収となりました。

これらの結果、ステンレス鋼線部門の売上高は293億78百万円（前期比8.8%減）となりました。

#### **[金属繊維（ナスロン）部門]**

ナスロンフィルターは、ポリエステルフィルム用途向け補充品が底堅く推移したものの、競争環境の厳しい化学繊維用途向け製品の減収を補うに至りませんでした。超精密ガスフィルター（ナスクリン）については、スマホ需要の減少により半導体関連投資が凍結され上半期は大幅減収を余儀なくされましたが、年後半には需給環境が好転したことに伴い設備投資も再開されました。

海外現地法人である耐素龍精密濾機（常熟）有限公司は、中国国内向けが好調に推移したことなどにより売上高は前期比増収となりました。

これらの結果、金属繊維部門の売上高は55億31百万円（前期比15.3%減）となりました。

### **(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度における企業集団の設備投資額は、完工ベースで11億74百万円であり、その主な内容はステンレス鋼線及び金属繊維生産設備などの増設、品質向上及びコスト低減を目指した設備の更新並びに環境対応設備の設置などです。

### **(3) 資金調達の状況**

(2)の設備投資の所要資金は、すべて自己資金によりまかなっております。



#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大による経済活動の停滞や、サプライチェーン寸断による製品供給の遅延リスクなど、今後の見通しについては、極めて不透明な状況となっています。

また、当社グループの主力製品であるステンレス鋼線は、中国や韓国のステンレス鋼線メーカーとの競争激化による収益低下などの懸念があり、加えてニッケル価格に起因する原材料価格の変動リスクなど厳しい環境下に置かれております。また、金属繊維（ナスロン）も化合繊維向けなどの一般汎用製品については競争が激しくなっております。

このような経営環境に対応すべく、当社グループは「第14次中期計画（NSR20）」を推進するとともに、コスト削減活動の徹底と高機能・独自製品の売上強化等に全力を注ぎ、経営目標の達成に向け、引き続き課題に取り組んでまいります。

具体的には、ステンレス鋼線部門において、販売面では国内外市場に対し、ばね用材や極細線をはじめとする高機能製品、自動車向け耐熱ボルト用材や高合金線などの独自製品の拡販に加え、新用途製品の立ち上げを推進してまいります。一方、生産面では需要家のグローバル展開に対応した海外2工場の競争力強化や、東大阪・枚方工場リニューアルの推進等により、引き続き国内外の最適生産体制の構築を進めてまいります。開発面では当社グループの保有する技術力・ノウハウに大同特殊鋼グループの技術力を結集することによる新製品開発の強化や新規事業の確立などに引き続き取り組んでまいります。

金属繊維部門では、中国・韓国の現地法人の活用等による海外市場への拡販、また、国内でもより高機能化・高精度化する需要に応えるべく技術開発を継続してまいります。

さらには、環境・医療・エネルギー関連など幅広い分野での新製品開発などにも鋭意取り組んでまいります。

当面、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を注視し、製造部門の安定稼働、フレキシブルな生産対応に万全を期してまいります。

以上の諸施策を確実に実行することにより、収益の一段の向上を図るとともに、事業のグローバル化推進や高度化・多様化する顧客ニーズへの対応などにより、『さらなる企業価値の向上』にグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 87 期 2017年3月期	第 88 期 2018年3月期	第 89 期 2019年3月期	第 90 期 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	31,799	37,451	38,760	34,910
経 常 利 益 (百万円)	2,535	4,026	3,675	1,999
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,771	2,814	2,635	1,395
1株当たり当期純利益(円・銭)	288.74	458.77	429.65	227.48
総 資 産 (百万円)	37,307	42,065	42,227	43,315
純 資 産 (百万円)	26,038	28,579	30,467	31,446

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第87期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。
2. 当連結会計年度（第90期）より、連結決算の開示内容の充実及びグループ経営の強化を図るため、前連結会計年度（第89期）において非連結子会社であった大同不銹鋼（大連）有限公司、韓国ナスロン株式会社及び日精テクノ株式会社を連結の範囲に含めております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は大同特殊鋼株式会社で、同社は当社の株式を2,620千株（出資比率42.7%）保有しております。なお、同社は当社における原材料の重要な供給元であり、当社は同社の子会社を通じて原材料を仕入れております。

### ② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は品質・価格・納期等の取引条件を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することにより少数株主を保護することを目的として「原材料取引の基本方針」を定め、親会社との間で原材料購入取引を実施するに当たっては、上記基本方針に基づき、当該取引の取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適切に決定しております。また、当社は、上記基本方針に基づき、当該取引が当社の利益を害するものでないかを毎月の経営会議にて審議するとともに、年1回、取締役会にて承認を行うこととしております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社との原材料購入取引の必要性及び取引条件が、上記イ.に記載のとおり、上記基本方針に基づき公正かつ適正に決定され、また、毎月の経営会議による審議も経ていることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
THAI SEISEN CO., LTD. (タイ国)	3億20百万 バーツ	95.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステンレス鋼線の製造加工並びに販売</li> <li>・ダイヤモンドダイスの製造加工、修理並びに販売</li> </ul>
耐素龍精密濾機(常熟)有限公司 (中国)	60百万元	80.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属繊維(ナスロン)製フィルター製品の製造並びに販売</li> </ul>
大同不銹鋼(大連)有限公司 (中国)	17百万元	74.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロム系ステンレス鋼線の製造、加工並びに販売</li> </ul>
韓国ナスロン株式会社 (韓国)	450百万 ウォン	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超精密ガスフィルター及び金属繊維(ナスロン)製フィルター等の市場調査及び販売支援</li> </ul>
日精テクノ株式会社 (大阪府枚方市)	45百万元	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸線・異形線の直線加工、溶接材料の伸線加工、製品入出庫作業及び人材派遣事業等</li> </ul>

(注) 当連結会計年度より、連結決算の開示内容の充実及びグループ経営の強化を図るため、前連結会計年度において非連結子会社であった大同不銹鋼(大連)有限公司、韓国ナスロン株式会社及び日精テクノ株式会社を連結の範囲に含めております。

④ 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

ステンレス鋼線、ステンレス鋼直棒・異形線、高合金線、チタン線、金属繊維(ナスロン)及びその加工品、金属繊維焼結フィルター、半導体用超精密ガスフィルター、溶接棒、ダイヤモンドダイス、その他金属線の製造加工並びに販売

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当 社

本 社：大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号  
支 店：大阪支店（大阪市中央区） 東京支店（東京都中央区）  
名古屋支店（名古屋市中区）  
工 場：枚方工場（大阪府枚方市） 東大阪工場（大阪府東大阪市）

### ② 子会社

- ・THAI SEISEN CO.,LTD.（タイ国）
- ・耐素龍精密濾機（常熟）有限公司（中国）
- ・大同不銹鋼（大連）有限公司（中国）
- ・韓国ナスロン株式会社（韓国）
- ・日精テクノ株式会社（大阪府枚方市）

## (9) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	摘 要
名 名 876 (43)	パート、臨時工など非正社員198名を除く

## ② 当社の従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数	摘 要
名 名 600 (2)	歳 月 41・5	年 月 18・2	パート、臨時工など非正社員177名を除く

## (10) 主要な借入先

## ① 企業集団の借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	355
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社三井住友銀行	84
バンクオブアユタヤパブリック カンパニーリミテッド	69
株式会社池田泉州銀行	50
株式会社七十七銀行	50
株式会社中京銀行	50
三井住友信託銀行株式会社	50

## ② 当社の借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	200
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社三井住友銀行	50
株式会社池田泉州銀行	50
株式会社七十七銀行	50
株式会社中京銀行	50
三井住友信託銀行株式会社	50

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 25,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 6,492,293株  |
| (3) 当期末株主数     | 5,822名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	2,620	42.72
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	286	4.66
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	217	3.54
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	122	1.99
特 殊 発 條 興 業 株 式 会 社	106	1.73
前 尾 和 男	99	1.61
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 4 ）	84	1.37
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	67	1.10
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	67	1.10
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 5 ）	65	1.06

- (注) 1. 当社は、自己株式を358,747株保有していますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
新 貝 元	代表取締役社長	
秋 田 康 明	取締役常務執行役員	経営企画部・経理部担当 経営企画部長 大同不銹鋼（大連）有限公司董事長
高 橋 一 朗	取締役執行役員	鋼線製造主担当、 研究開発部・顧客サービス部担当 枚方工場長兼事務部長
花 井 健	取締役	株式会社丸運社外取締役、タツタ電線株式会社社外取締役、株式会社LIFULL社外監査役
滝 沢 正 明	取締役	
立 花 一 人	取締役	大同特殊鋼株式会社代表取締役副社長執行役員兼東京本社長兼ステンレス・軸受産機ビジネスユニット長 日本発条株式会社社外監査役
渡 邊 剛	取締役	大同特殊鋼株式会社星崎工場長
中 川 幸 朋	常勤監査役	
若 松 壯 一	常勤監査役	日精テクノ株式会社非常勤監査役
花 輪 博	監査役	
笹 山 眞 一	監査役	

- (注) 1. 取締役花井健氏及び滝沢正明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役花輪博氏及び笹山眞一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役花井健氏及び滝沢正明氏、並びに、監査役花輪博氏及び笹山眞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 常勤監査役の中川幸朋及び若松壯一の両氏は、当社の経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当期中の取締役及び監査役の異動

① 退任

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
川端泰司	2019年6月27日	任期満了	取締役
関公彦	2019年6月27日	任期満了	当社取締役 大同興業株式会社取締役常務執行役員 鉄鋼営業本部長、大阪支店長
石濱辰哉	2019年6月27日	任期満了	当社取締役 大同特殊鋼株式会社執行役員

② 就任

氏名	地位	就任日
高橋一朗	取締役	2019年6月27日
立花一人	取締役	2019年6月27日
渡邊剛	取締役	2019年6月27日

(ご参考)

当社では、経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員体制を採っております。

2020年5月8日現在の執行役員体制は次のとおりです。

氏名	執行役員役名	担当及び重要な兼職の状況
* 秋田康明	常務執行役員	経営企画部・経理部担当 大同不銹鋼(大連)有限公司董事長
吉田厚	常務執行役員	金属繊維主担当 耐素龍精密濾機(常熟)有限公司董事長
加藤泰資	常務執行役員	総務部・情報システム部担当、 コンプライアンス担当 総務部長
小林真	常務執行役員	鋼線販売部門・営業統括部担当
津田俊之	執行役員	営業統括部長
* 高橋一朗	執行役員	鋼線製造主担当、 研究開発部・顧客サービス部担当 枚方工場長
岩城泰王	執行役員	生産業務部長
越智隆裕	執行役員	金属繊維副担当、金属繊維製造部門担当
大塚雅彦	執行役員	枚方工場副工場長兼枚方鋼線製造部長
谷口政広	執行役員	東大阪工場長
山田和仁	執行役員	東京支店長
松田潤	執行役員	金属繊維販売部門担当 韓国ナスロン株式会社代表理事

(注) \*印の執行役員は取締役を兼務しております。



(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等

区 分	員 数	報酬等の総額	摘 要
			株主総会決議による月額報酬限度額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	118百万円 (18百万円)	月額15百万円(1992年6月定時株主総会決議、ただし使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まない)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	44百万円 (15百万円)	月額5百万円(2018年6月定時株主総会決議)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、期間費用として引当金計上した取締役賞与(取締役3名に対し23百万円)及び退職慰労金(取締役4名に対し14百万円)を含めております。
2. 上記には、2019年6月27日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
3. 上記には、無報酬の取締役4名は含んでおりません。
4. 2018年6月28日をもって社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

- ・取締役1名に対し11百万円  
(上記には、過年度の事業報告において取締役の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額11百万円が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役花井健氏は株式会社丸運、タツタ電線株式会社の社外取締役並びに株式会社LIFULLの社外監査役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は当社の主要な取引金融機関のひとつである株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから10年以上が経過しております。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役花井健氏は、当事業年度に開催した取締役会11回の全てに出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・取締役滝沢正明氏は、当事業年度に開催した取締役会11回の全てに出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役花輪博氏は、当事業年度に開催した取締役会11回及び監査役会9回の全てに出席し、それぞれ議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役笹山眞一氏は、当事業年度に開催した取締役会11回及び監査役会9回の全てに出席し、それぞれ議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 ひびき監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額（消費税含まず）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金額 その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるTHAI SEISEN CO.,LTD.、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司及び大同不銹鋼（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の独立性、及び専門性、並びに職務の執行状況などを総合的に判断して、会計監査人の変更が必要と認める場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきまして、当社取締役会における決議内容は次のとおりです。

#### ① 内部統制基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

**② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は取締役会で定めた「日本精線企業倫理憲章」及びそれに基づいて制定した「日本精線行動規準」をすべての役員、執行役員及び使用人に配付するとともに、「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」を継続して伝える。

また、「日本精線企業倫理憲章」に制定のとおり、当社は、市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、公的機関と協力して断固として対決する。

これらを組織的に推進するため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置、コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、執行役員及び使用人が行動規準の実施を徹底するよう啓蒙、改善を継続する。コンプライアンス委員会は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは随時開催し、その内容は取締役会に報告する。

**③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等）に記録し、保存する。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、株主総会議事録等の法定作成文書をはじめ稟議書等の決裁書類並びに経営会議資料等は、取締役会規程、文書取扱規程等社内規程に基づき保存及び管理を適正に行う。

**④ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社の事業推進に伴う損失の危険に関しては、執行役員がそれぞれの担当部署のリスクを認識、統括・管理する。子会社の損失の危機に関しては「関連会社管理規程」に基づき経営企画部が主管部署となり管理し、都度必要な指導を行う。それら内容については「コンプライアンス委員会」並びに取締役会に報告する。また、突発的危機発生時は、経営危機管理規程に基づき、対外的影響を最小限にするための対応策を協議・実施する。

**⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員制度を採用する。当社執行役員制度の下では、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、代表取締役及び執行役員が半期毎に、具体的活動方針及び目標を設定し業務の執行及び進捗状況のレビューを行う。

また、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるため、原則毎週1回代表取締役、常務執行役員及び関係部門長が出席して開催する「経営会議」において効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項とする。

**⑥ 当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ. 当社は親会社及びそのグループ各社との関係に関しては、大同特殊鋼グループとしての企業価値向上に取り組むと同時に、上場企業としての経営の独立性を確保することを基本方針とし、取引については一般取引先と同様個別協議により決定する。

ロ. 「経営会議」において子会社取締役は業績及び計画を適宜報告し、年次決算及び予算に関しては「経営会議」にて審議する。また、子会社における重要な設備投資については「経営会議」にて子会社取締役が説明のうえ審議し実施する。

ハ. 子会社の経営が順調に進展するように、適宜、子会社取締役は当社関係部署と打合せを実施する。

ニ. 当社取締役、執行役員及び使用人は子会社の非常勤監査役または非常勤取締役就任し、子会社を監査、監視する。内部監査部門は、1年に1回重要な子会社の監査を実施し、代表取締役社長並びに監査役会にその結果を報告する。

ホ. 子会社に「日本精線企業倫理憲章」及び「日本精線行動規準」を配布し、指導・支援を行い、法令遵守意識を啓蒙する。また、財務報告の信頼性の確保については、体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定め責任体制を明確化して推進し、財務報告の信頼性の維持・向上を図る。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役より、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を置くことを求められた場合は、総務部所属の使用人にその任を命じ行わせる。その使用人の人事異動・人事評価等の処遇に関しては監査役会との協議により実施する。

⑧ **監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

取締役は監査役スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査役の職務を補助するのに必要な時間を総務部長に確保させる。

⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社及び当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの推進・実施状況、コンプライアンス通報・相談窓口への相談・通報状況、その他重要事項について報告する。また、半期毎の各部門活動状況報告の「総合会議」並びに「経営会議」には、監査役の出席を仰ぐ。

⑩ **子会社の取締役、監査役及び使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

取締役及び使用人は監査役に対して、子会社に関する前項に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。内部監査部門は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役及び使用人から聴取した内容を監査役に報告する。

⑪ **監査役に報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に通報・報告した者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを「公益通報者保護規程」に定める。

⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が監査役及び監査役スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払または債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑬ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を設定する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに関する取組みの状況

- ・コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、「日本精線行動規準」を役員及び使用人に配付し、定期的にコンプライアンス教育を行うことで、周知徹底を図っています。
- ・内部通報制度について、通報・相談の窓口を従来の社内窓口だけでなく、顧問弁護士事務所の社外窓口を設けるなど制度の整備、充実に取り組んでいます。

### ② リスク管理体制の強化

- ・代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を8月及び2月に開催し、当社及び当社子会社における環境・安全・健康・品質・設備・情報管理等の様々な業務に係わるリスクの分析、対応策・実施状況の確認を行っております。

### ③ 経営意思決定の効率化

- ・当社執行役員制度の下、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、半期毎に具体的活動方針及び目標を設定し、業務の執行及び進捗状況のレビューを「経営会議」及び「総合会議」にて行っております。
- ・重要事項に関する意思決定を行う「経営会議」については、原則毎週火曜日に開催し効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項としております。

### ④ 企業グループにおける業務の適正の確保

- ・当社の親会社である大同特殊鋼株式会社は当社における原材料の重要な供給元ではありますが、その取引に関しては、経済合理性に基づき、品質・価格・納期等の取引条件を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することにより少数株主を保護することを目的として定めた「原材料取引の基本方針」に基づき運用しております。
- ・当社子会社取締役は、月次業績及び計画、並びに年次決算及び予算に関して、適宜「経営会議」にて報告し、業務の執行及び進捗状況のレビューを行っております。

- ・当社取締役、監査役、執行役員及び使用人の内、THAI SEISEN CO.,LTD.には3名、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司には5名、大同不銹鋼（大連）有限公司には2名、韓国ナスロン株式会社には3名、日精テクノ株式会社には2名が非常勤監査役または非常勤取締役役に就任し、子会社を監査、監視しております。
- ・内部監査部門は、大同不銹鋼（大連）有限公司には9月、THAI SEISEN CO.,LTD.には11月、日精テクノ株式会社には12月に監査を実施し、代表取締役社長及び監査役にその結果を報告しております。なお、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司の監査につきましては、2月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため、中止いたしました。

#### ⑤ 監査役の監査体制

- ・重要な意思決定や職務の執行状況等監査役が必要とする情報については、文書及び議事録の供覧や「コンプライアンス委員会」「経営会議」「総合会議」への出席を通じて適切に行われております。
- ・監査役は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ3ヶ月に1回意見交換会を実施しております。

- 
- (注) 1. 金額・株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。  
3. 比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。



## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(43,315)	(負債の部)	(11,868)
流動資産	27,029	流動負債	7,033
現金及び預金	11,980	支払手形及び買掛金	4,972
受取手形及び売掛金	7,769	短期借入金	437
たな卸資産	7,128	リース債務	2
その他	151	未払法人税等	64
固定資産	16,285	未払消費税等	224
有形固定資産	13,986	賞与引当金	549
建物及び構築物	4,649	役員賞与引当金	23
機械装置及び運搬具	5,857	その他	759
土地	1,628	固定負債	4,835
リース資産	9	長期借入金	372
建設仮勘定	1,290	リース債務	7
その他	551	役員退職慰労引当金	47
無形固定資産	319	環境対策引当金	1
ソフトウェア等	319	退職給付に係る負債	4,394
投資その他の資産	1,979	その他	12
投資有価証券	245	(純資産の部)	(31,446)
繰延税金資産	1,505	株主資本	31,170
その他	228	資本金	5,000
資産合計	43,315	資本剰余金	5,442
		利益剰余金	21,575
		自己株式	△847
		その他の包括利益累計額	△111
		その他有価証券評価差額金	△33
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	115
		退職給付に係る調整累計額	△193
		非支配株主持分	387
		負債純資産合計	43,315

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	34,910
売 上 原 価	29,691
売 上 総 利 益	5,218
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,291
営 業 利 益	1,926
営 業 外 収 益	132
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24
そ の 他	107
営 業 外 費 用	59
支 払 利 息	6
固 定 資 産 除 却 損	13
そ の 他	38
経 常 利 益	1,999
特 別 利 益	0
固 定 資 産 売 却 益	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,000
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	537
法 人 税 等 調 整 額	35
当 期 純 利 益	1,427
非支配株主に帰属する当期純利益	31
親会社株主に帰属する当期純利益	1,395

# 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日期首残高	5,000	5,442	20,663	△847	30,259
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△582		△582
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,395		1,395
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			99		99
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額〔純額〕					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	911	△0	911
2020年3月31日期末残高	5,000	5,442	21,575	△847	31,170

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日期首残高	27	△0	169	△245	△49	257	30,467
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△582
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,395
自 己 株 式 の 取 得							△0
連 結 範 囲 の 変 動							99
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額〔純額〕	△60	0	△54	52	△62	130	68
連結会計年度中の変動額合計	△60	0	△54	52	△62	130	979
2020年3月31日期末残高	△33	0	115	△193	△111	387	31,446

## 連結注記表（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております）

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

5社 [THAI SEISEN CO., LTD. ・耐素龍精密濾機（常熟）有限公司・大同不銹鋼（大連）有限公司・韓国ナスロン㈱・日精テクノ㈱]

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、連結決算の開示内容の充実及びグループ経営の強化を図るため、大同不銹鋼（大連）有限公司、韓国ナスロン株式会社及び日精テクノ株式会社を連結の範囲に含めております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

・連結子会社の決算日

THAI SEISEN CO., LTD. …………… 2月末日

耐素龍精密濾機（常熟）有限公司…12月末日

大同不銹鋼（大連）有限公司…………12月末日

韓国ナスロン㈱……………12月末日

日精テクノ㈱…………… 3月末日

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額…全部純資産直入法  
売却原価…主として移動平均法）

時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権……貸倒実績率

貸倒懸念債権等……回収不能見込額

賞与引当金

支給見込額

役員賞与引当金

支給見込額

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額

環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に係る支出見込額

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債、収益及び費用は、会計年度の末日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。  
また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
- ヘッジ手段……………為替予約
- ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建金銭債権及び外貨建予定取引
- ヘッジ方針……………為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る負債の計上基準
- 当連結会計年度末において発生していると認められる額（当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づく）
- 数理計算上の差異……………5年による定額法により翌期から費用処理未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 消費税等の会計処理方法
- 税抜方式

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳	商品及び製品……………	2,090百万円
	仕掛品……………	3,328百万円
	原材料及び貯蔵品…	1,709百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		34,029百万円
(3) 担保に供している資産		
有形固定資産（工場財団）		3,804百万円（対応債務なし）

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項	[発行済株式]		
	種類……	普通株式	
	株式数…	当連結会計年度期首	6,492,293 株
		当年度増加	- 株
		当連結会計年度末	6,492,293 株
	[自己株式]		
	種類……	普通株式	
	株式数…	当連結会計年度期首	358,499 株
		当年度増加	248 株
		(単元未満株式の買取)	
		当連結会計年度末	358,747 株

## (2) 配当に関する事項（普通株式）

決議	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	摘要
①2019年6月27日 (定時株主総会)	368	60.0円	2019年3月31日	2019年6月28日	支払済
②2019年10月30日 (取締役会)	214	35.0円	2019年9月30日	2019年12月6日	支払済
③2020年6月26日 (定時株主総会)	276	45.0円	2020年3月31日	2020年6月29日	(注)

(注) ③は、基準日が当連結会計年度に属し、効力発生日が翌連結会計年度となる配当金であります。なお、③の配当の原資は利益剰余金を予定しております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しており、一時的な余資は安全性及び流動性の高い金融資産（主に銀行預金）で運用しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、海外取引における外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日で短期決済となっており、借入金の用途については、運転資金及び設備投資資金が対象であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	11,980	11,980	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,769	7,769	—
(3) 投資有価証券	234	234	—
[資産計]	19,984	19,984	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,972	4,972	—
(2) 短期借入金	437	437	—
(3) 長期借入金	372	372	—
[負債計]	5,781	5,781	—



## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 《資産》

## (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金に関し、先物為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価を含めて記載しております。

## (3) 投資有価証券

これら時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

## 《負債》

## (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 長期借入金

短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

・非上場株式…11百万円（連結貸借対照表計上額）

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社では、東京都において賃貸用の倉庫（土地を含む。）を、大阪府豊中市において居住用マンション1室を有しております。

## (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
148	351

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 5,063円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 227円48銭   |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年4月24日

日本精線株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人  
大阪事務所

代表社員 業務執行社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞  
代表社員 業務執行社員 公認会計士 武藤 元洋 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精線株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(39,280)	(負債の部)	(10,633)
流動資産	23,124	流動負債	6,184
現金及び預金	9,866	支払手形	25
受取手形	2,021	買掛金	4,507
売掛金	5,236	1年内返済予定の長期借入金	178
商品及び製品	1,809	リース債務	2
仕掛品	3,056	未払金	322
原材料及び貯蔵品	903	未払費用	264
前払費用	64	未払法人税等	43
その他	165	未払消費税等	218
固定資産	16,155	前受金	17
有形固定資産	12,316	預り金	40
建物	3,701	賞与引当金	540
構築物	380	役員賞与引当金	23
機械及び装置	5,026	固定負債	4,449
車両運搬具	28	長期借入金	372
工具、器具及び備品	446	リース債務	7
土地	1,450	退職給付引当金	4,008
リース資産	9	役員退職慰労引当金	47
建設仮勘定	1,273	環境対策引当金	1
無形固定資産	319	その他	12
電話加入権等	39	(純資産の部)	(28,646)
ソフトウェア	229	株主資本	28,679
ソフトウェア仮勘定	50	資本金	5,000
投資その他の資産	3,520	資本剰余金	5,446
投資有価証券	245	資本準備金	5,446
関係会社株式	1,274	利益剰余金	19,081
関係会社出資金	416	利益準備金	359
従業員長期貸付金	1	その他利益剰余金	48
長期前払費用	21	圧縮記帳積立金	5,000
繰延税金資産	1,381	別途積立金	5,000
その他	180	繰越利益剰余金	13,673
資産合計	39,280	自己株式	△847
		評価・換算差額等	△32
		その他有価証券評価差額金	△33
		繰延ヘッジ損益	0
		負債純資産合計	39,280

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	32,009
売 上 原 価	27,504
売 上 総 利 益	4,505
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,860
営 業 利 益	1,644
営 業 外 収 益	54
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13
そ の 他	40
営 業 外 費 用	42
支 払 利 息	0
固 定 資 産 除 却 損	11
そ の 他	29
経 常 利 益	1,656
特 別 利 益	0
固 定 資 産 売 却 益	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,656
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	486
法 人 税 等 調 整 額	25
当 期 純 利 益	1,144

# 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益		剰 余 金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	利益準備金	圧縮記帳積立金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
2019年4月1日期首残高	5,000	5,446	359	51	5,000	13,108	18,519	△847	28,118	
事業年度中の変動額										
圧縮記帳積立金の取崩				△3		3	—		—	
剰余金の配当						△582	△582		△582	
当期純利益						1,144	1,144		1,144	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額〔純額〕										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△3	—	564	561	△0	560	
2020年3月31日期末残高	5,000	5,446	359	48	5,000	13,673	19,081	△847	28,679	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 計		
2019年4月1日期首残高	27	△0	26	28,145	
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩				—	
剰余金の配当				△582	
当期純利益				1,144	
自己株式の取得				△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額〔純額〕	△60	0	△59	△59	
事業年度中の変動額合計	△60	0	△59	501	
2020年3月31日期末残高	△33	0	△32	28,646	

## 個別注記表（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております）

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券…償却原価法（定額法）

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額…全部純資産直入法）  
（売却原価…移動平均法）

時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権……………貸倒実績率

貸倒懸念債権等……………回収不能見込額

賞与引当金

支給見込額

役員賞与引当金

支給見込額

退職給付引当金

当事業年度末において発生していると認められる額（当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づく）

数理計算上の差異……………5年による定額法により翌期から費用処理

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額

環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に係る支出見込額



- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。  
また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
  - ヘッジ手段……………為替予約
  - ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建金銭債権及び外貨建予定取引
  - ヘッジ方針……………為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
  - ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
  - 消費税等の会計処理方法 税抜方式

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	252百万円
関係会社に対する短期金銭債務	186百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	29,854百万円
(3) 担保に供している資産	
有形固定資産（工場財団）	3,804百万円（対応債務なし）
(4) 偶発債務	以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
	耐素龍精密濾機（常熟）有限公司 51百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	301百万円
仕入高	2,286百万円
その他の営業取引高	231百万円
営業取引以外の取引高	122百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	種類……普通株式	
	株式数…当 期 首	358,499株
	当 期 増 加	248株（単元未満株式の買取）
	当 期 末	358,747株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産…賞与引当金、賞与社会保険料、退職給付引当金、役員退職慰勞引当金等  
繰延税金負債…圧縮記帳積立金等

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	大同特殊鋼(株)	名古屋市 東区	37,172	特殊鋼鋼材 等の製造販 売	(被所有) 直接 42.84 間接 0.17	・原材料 の供給元 ・役員の 兼任等	ステン レス鋼 線等の 販売	188	受取手形	78
							設備部 品の購 入	9	売掛金	17
									買掛金	2

(2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大同興業(株)	名古屋市 東区	1,511	特殊鋼・製 鋼原材料等 の販売	(被所有) 直接 0.17	・当社製 品の販売 ・原材料 等の購入	ステン レス鋼 線等の 販売	7,838	売掛金	729
							原材料 購入	9,167	買掛金	1,899
							仕入割 引料 設備の 購入	13 558	未払金	19

(注1) 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,670円46銭  
(2) 1株当たり当期純利益 186円55銭

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年4月24日

日本精線株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人  
大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲崎篤史 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 武藤元洋 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精線株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

日本精線株式会社 監査役会

常勤監査役 中 川 幸 朋 ㊟

常勤監査役 若 松 壮 一 ㊟

監 査 役 花 輪 博 ㊟

監 査 役 笹 山 眞 一 ㊟

(注) 監査役花輪 博及び監査役笹山眞一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、連結業績や財政状態などを総合的に勘案し、連結配当性向30%程度を目途に株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

また、内部留保資金につきましては、将来の成長戦略に必要な設備投資及び研究開発活動や新たな事業展開など『さらなる企業価値の向上』を図るための資金に活用したいと考えております。

第90期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案し、次のとおり当社普通株式1株につき45円とさせていただきたいと存じます。この場合、当期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当額の比率である連結配当性向は35.2%となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は276,009,570円となります。

(注) 中間配当(1株につき35円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき80円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役立花一人氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2020年3月末時点)
ぬく しな まさ やす <b>温 品 昌 泰</b> (1966年3月26日生) <b>新 任</b>	1989年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2017年4月 同社自動車ビジネスユニット名古屋営業部長 2020年4月 同社執行役員大阪支店長兼ステンレス・軸受産機 ビジネスユニット長 (現任)	0株
<p>温品昌泰氏を取締役候補者とした理由は、同氏は大同特殊鋼株式会社において、自動車ビジネスユニット名古屋営業部長、ステンレス・軸受産機ビジネスユニット長を歴任されるなどステンレス鋼線の国内販売や輸出に関して深い知識と経験を有しており、こうした経験や知見を当社の経営に反映いただけるものと判断したためであります。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 温品昌泰氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</li> <li>2. 大同特殊鋼株式会社は当社の親会社であり、また同社は原材料の重要な供給元であります。</li> <li>3. 温品昌泰氏は補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。</li> </ol>		



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2020年3月末時点)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           社外監査役 候補者         </div> <p style="text-align: center;"> <small>みなみ</small> 南 <small>しやう</small> 昌 <small>さく</small> 作            (1972年6月8日生)         </p>	2000年4月 大阪弁護士会登録、御堂筋法律事務所入所 2007年9月 同所退所 2007年10月 リーガル・ソリューション法律事務所設立（現在に至る）	0株
<p>南 昌作氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての経験及び培われた法律知識を当社の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 南 昌作氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</li> <li>2. 南 昌作氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任することとなった場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</li> <li>3. 当社は、リーガル・ソリューション法律事務所との間に顧問契約はなく、また定常的な取引もありません。</li> <li>4. 南 昌作氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。</li> </ol>		

## 第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末時点の取締役のうち常勤取締役3名に対し、総額23百万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

また、各取締役に対する金額は、取締役会にご一願いたいと存じます。

以 上



# 株主総会会場のご案内

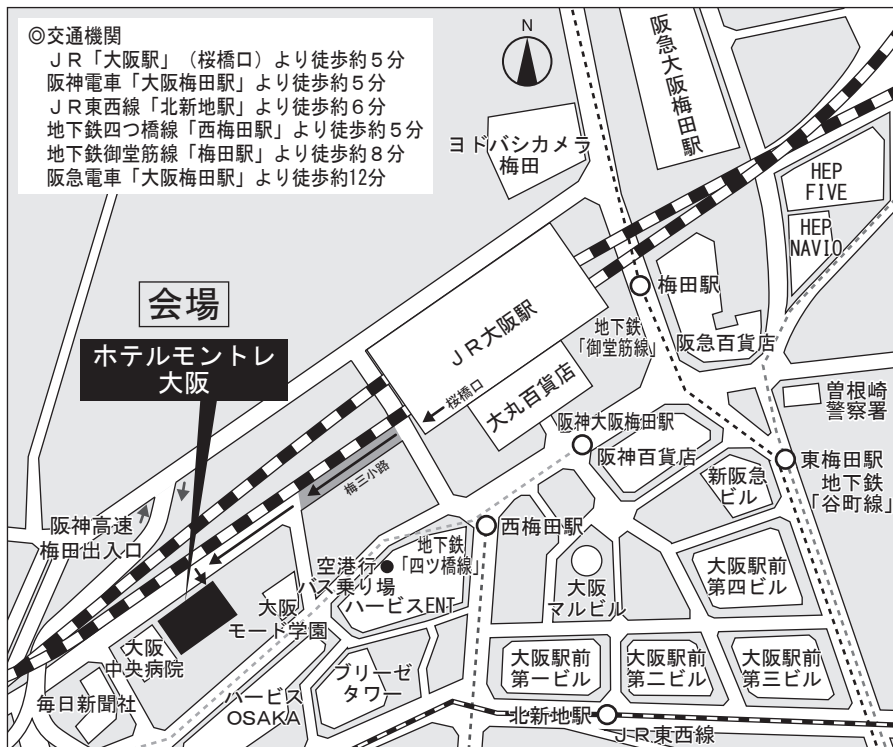
## ◎会場

大阪市北区梅田三丁目3番45号

ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ ※昨年の14階 浪鳴館から変更しております。

電話 (06) 6 4 5 8 - 7 1 1 1 番

## ◎会場付近略図



### 新型コロナウイルスに関するお知らせ等

本株主総会に出席される株主様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、インターネットや書面により事前に議決権行使をいただけます。

なお、本年よりご出席株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。